

報告第5号

宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会規約第11条第2項の規定に基づき、宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会（以下「協議会」という。）の専門部会の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、協議会の事務局長（以下「事務局長」という。）の指示を受け、広域消防運営計画の作成に関する事項及びそれに附帯する事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会の名称、協議事項及び委員は、別表のとおりとする。

2 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

3 部会長及び副部会長は、委員の互選により選出する。

(会議)

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて部会長が招集する。

2 部会長は、専門部会を主宰し、会議の議長となる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

5 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第5条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、事務局長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 専門部会の庶務は、部会長の属する市の消防本部の担当課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成23年1月4日から施行する。

報告第5号

別表（第3条関係）

専門部会名	協議項目	委員	
		宇部市	山陽小野田市
総務部会	<ul style="list-style-type: none"> ・消防本部の組織、権限に関すること ・職員の人事、処遇に関すること ・経費負担、財産取扱に関すること ・消防施設等整備計画に関すること ・組合運営に関すること ・総務関係例規・事務事業の調整に関すること ・その他事務局長の指示事項に関すること 	消防本部 総務課長 消防本部 総務課長補佐 総務管理部 職員課長 総合政策部 企画課長 総合政策部 財政課長	消防本部 総務課長 消防本部 総務課主査 総務部 人事課長 総合政策部 企画課長 総合政策部 財政課長
警防部会	<ul style="list-style-type: none"> ・部隊運用に関すること ・消防署に関すること。 ・市防災部局、消防団との連携に関すること ・警防関係例規・事務事業の調整に関すること ・その他事務局長の指示事項に関すること 	消防本部 警防課長 消防本部 警防課長補佐 中央消防署 署長 西消防署 署長 総務管理部 防災危機管理課長	消防本部 警防課長 消防本部 警防課主幹 小野田消防署 署長 山陽消防署 署長 総務部 総務課長
予防部会	<ul style="list-style-type: none"> ・消防協力団体の運営に関すること ・予防関係例規・事務事業の調整に関すること ・その他事務局長の指示事項に関すること 	消防本部 予防課長 消防本部 予防課長補佐 中央消防署 署長 西消防署 署長	消防本部 予防課長 消防本部 予防課主査 小野田消防署 署長 山陽消防署 署長
通信部会	<ul style="list-style-type: none"> ・通信指令システムの統合、運用に関すること ・庁内ネットワークに関すること ・通信指令関係例規・事務事業の調整に関すること ・その他事務局長の指示事項に関すること 	消防本部 通信指令課長 消防本部 通信指令課長補佐 総合政策部 情報政策課長	消防本部 通信指令室長 消防本部 通信指令室主査 総合政策部 情報管理課長